

平成28年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：平成28年6月28日（火）午前10時～

場 所：本庁4階 第3～5会議室（委員会室）

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について 参考1～3

4 議題

（1）日光市総合教育会議運営要領の一部改正について 資料1・1-2

（2）日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方について 資料2

5 報告事項

6 その他

7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	斎 藤 文 夫	
教育委員会	教育長	前 田 博	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	横 山 真 康	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	

【参考1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、企画部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

【参考2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年5月及び10月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第〇条第〇項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成28年度第1回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
総合政策部		部長	宮本悦雄	
行政経営部	管財課	課長	矢嶋尚登	
〃	管財課公共施設マネジメント推進室	室長	伊東剛	
〃	〃	副主幹	斎藤朋子	
教育委員会		次長	川田盛雄	
〃	教育総務課	課長	鶴見英明	
〃	〃	副参事	石田勝己	
〃	〃	課長補佐	登坂和博	
〃	〃	総務係副主幹	大森利昭	
〃	学校教育課	課長	佐藤正人	
〃	〃	課長補佐	岡本一徳	
事務局	総合政策課	課長	江藤隆	
〃	〃	課長補佐	本間佳夫	
〃	〃	副主幹	和田直樹	
〃	〃	主事	中澤美咲	

日光市総合教育会議運営要領の一部改正について

【改正理由】

市の組織機構の改編に伴い、要領中に記載のある組織名について改正を行うものです。

【適用年月日】

平成28年6月28日

現 行	改 正 案
<p>日光市総合教育会議運営要領</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、<u>企画部</u> <u>総合政策課</u>において処理する。</p> <p>以下 略</p>	<p>日光市総合教育会議運営要領</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、<u>総合政策部</u> <u>総合政策課</u>において処理する。</p> <p>以下 略</p>

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第 1 条の 4 第 9 項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第 2 条 総合教育会議は、原則として毎年 5 月及び 10 月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第 3 条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日 7 日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第 1 条の 4 第 4 項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第 4 条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第 1 条の 4 第 2 項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか 2 名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると認められる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待って公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めたときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、

総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

日光市立小中学校の適正配置に 向けた基本的な考え方

平成28年6月

日光市教育委員会

目 次

1	学校適正配置の必要性	1
(1)	学校適正配置の必要性	1
2	小中学校の現状	2
(1)	学校数、学校規模と児童生徒数の推移	2
(2)	学校施設の現状	4
3	適正配置の基本的な考え方	6
(1)	日光市立小中学校あり方検討委員会の報告をうけて	6
(2)	通学環境からの考え方	7
(3)	学習環境からの考え方	7
(4)	余裕教室からの考え方	7
(5)	適正配置を進める上での考え方	7
4	適正配置に向けた考察	8
(1)	地理的な条件に基づく考察	8
(2)	児童生徒数に基づく推移予測	9
5	適正配置に向けた具体的な方策	10
(1)	中学校区を基本とした適正配置シミュレーション	10
(2)	中学校区を基本とした適正配置の優先度	20
6	適正配置の進め方	21
(1)	地元説明会の実施	21
(2)	地元検討会の設置	21
(3)	検討スケジュール	21
資料		
(1)	学校配置図	22

1 学校適正配置の必要性

(1) 学校適正配置の必要性

全国的に少子化が進む中、当市においてもその進行は厳しい状況にあります。当市の児童生徒数は、平成18年度は7,954人いましたが、平成27年度には5,860人となり、平成33年度には、5,000人を切るまでに減少するものと推測しています。このような児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化は、教育活動や学校運営など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、当市の学校施設は、老朽化した施設が数多くあり、小中学校の適正配置に留意しながら、今後、校舎及び屋内運動場の本格的な大規模改修や建替などを計画的に進めていく必要があります。

このような状況の中で、当市では、子どもたちにより良い教育環境の提供ができるよう、平成26年11月に学識経験者やPTA、学校関係者などで構成する「日光市立小中学校あり方検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」を立ち上げました。そして、平成27年10月に、学校の適正配置を進めるひとつの指針として、「日光市立小中学校あり方に関する報告書」をとりまとめたところです。

この報告書に示された考え方を踏まえ、当市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって持続して提供することができるよう、学校適正配置を推進することが当市の課題となっています。

また、教育が担う主な責務は、社会の形成者として必要な資質を備えた人間を育成する「人づくり」です。当市の「人づくり」の考え方は、多様な他者との対話を通して、共に考え、協力し、行動する「協働」の精神を醸成することを重視しています。

このためには、学校での集団活動を通して、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をのばしていくことが重要となります。学校がこうした役割を十分発揮するためには、児童生徒数や学級数など、一定の集団規模を適正に保持し、活力ある学校づくりを進めていく必要があります。

2 小中学校の現状

(1) 学校数、学校規模と児童生徒数の推移

① 現在の学校数

当市の学校数は、小学校26校、中学校15校の計41校であり、そのうち中宮祠小・中学校、小来川小・中学校、三依小・中学校、湯西川小・中学校の4校が小中学校併設校です。

② 学校規模(学級数)

文部科学省が定める学校教育法施行規則では、小中学校ともに標準学級数は12学級以上18学級以下とされていますが、当市における平成27年5月1日現在の学校規模は、学校教育法施行規則より定められている標準学級数より少ない学級数の学校が多いのが現状です。

「表1 日光市立小中学校の学校規模一覧(平成27年5月1日現在)」

区分	学級数	学校名
小学校 (全26校)	1～5学級(過小規模校)	小百小学校、清滝小学校、野口小学校、中宮祠小学校、所野小学校、小来川小学校、安良沢小学校、三依小学校、栗山小学校、湯西川小学校、足尾小学校 (計11校)
	6～11学級(小規模校)	今市小学校、落合東小学校、落合西小学校、大桑小学校、轟小学校、大沢小学校、猪倉小学校、小林小学校、日光小学校、鬼怒川小学校、下原小学校 (計11校)
	12～18学級(適正規模校)	今市第二小学校、今市第三小学校、南原小学校、大室小学校 (計4校)
	19学級以上(大規模校)	該当校なし
中学校 (全15校)	1～2学級(過小規模校)	中宮祠中学校、三依中学校、栗山中学校 (計3校)
	3～11学級(小規模校)	東原中学校、落合中学校、豊岡中学校、小林中学校、日光中学校、東中学校、小来川中学校、藤原中学校、湯西川中学校、足尾中学校 (計10校)
	12～18学級(適正規模校)	大沢中学校 (計1校)
	19学級以上(大規模校)	今市中学校 (計1校)

※学級数には、特別支援学級は含みません。

(参考)学校教育法施行規則第41条、第79条

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第4条

③ 児童生徒数の推移

当市における平成27年度(5月1日現在)の児童生徒数は5,860人で、平成18年度と比べて2,094人減少しています。また、平成33年度の児童生徒数は4,853人と推計しており、平成18年度の児童生徒数と比較すると3,101人の児童生徒が減少することになります。

「表2 日光市における児童生徒数の推移」

年度	小学生人数	中学生人数	小中学生人数	18年度比
平成18年度(5月1日現在)	5,101人	2,853人	7,954人	—
平成27年度(5月1日現在)	3,762人	2,098人	5,860人	-2,094人
平成33年度(見込)	3,066人	1,787人	4,853人	-3,101人

「表3 日光市立小中学校児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)」

No.	学校名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	今市小	356	351	341	311	290	258	247	228	212	220
2	今市第二小	384	360	363	355	349	333	318	334	313	306
3	今市第三小	658	653	652	632	589	599	565	573	568	565
4	南原小	503	480	456	453	427	426	427	432	421	410
5	落合東小	280	268	258	253	234	228	218	217	206	205
6	落合西小	117	108	112	114	113	109	112	113	98	97
7	大桑小	191	194	188	179	173	184	196	181	188	203
8	轟小	73	74	71	62	66	67	63	65	69	68
9	小百小	35	34	29	24	21	22	18	13	17	16
10	大沢小	267	273	277	271	279	290	283	282	256	253
11	大室小	488	486	466	450	420	401	388	357	351	337
12	猪倉小	200	194	179	163	158	158	167	154	155	150
13	小林小	153	143	134	140	129	126	122	116	114	107
14	日光小	275	271	293	287	293	275	264	253	247	245
15	清滝小	109	100	95	80	74	74	58	49	52	54
16	野口小	95	80	76	73	67	60	58	57	49	39
17	中宮祠小(併設)	33	27	25	19	20	19	17	17	13	13
18	所野小	96	101	101	101	94	81	69	59	63	48
19	小来川小(併設)	46	39	41	33	28	31	30	25	17	18
20	安良沢小	100	96	84	75	67	63	63	51	52	52
21	鬼怒川小	184	168	147	156	145	155	123	112	106	91
22	下原小	249	247	241	239	224	213	213	207	193	180
23	川治小(併設)	15	12	10	4						
24	三依小	27	21	18	14	9	9	7	6	6	5
25	栗山小	41	33	29	27	18	19	16	16	13	13
26	湯西川小(併設)	34	32	31	27	27	23	19	22	17	17
27	川俣小(併設)	6	5	6	5						
28	足尾小	86	65	69	69	70	69	64	58	50	50
	小学校計	5,101	4,915	4,792	4,616	4,384	4,292	4,125	3,997	3,846	3,762
1	今市中	720	736	730	715	730	737	708	670	644	626
2	東原中	230	209	186	189	184	182	181	173	180	164
3	落合中	301	291	271	240	227	204	213	190	215	200
4	豊岡中	214	200	192	194	193	186	179	177	171	145
5	大沢中	482	475	481	468	461	416	388	379	398	404
6	小林中	85	87	75	73	65	63	65	64	54	53
7	日光中	122	106	101	99	109	103	86	69	51	48
8	中宮祠中(併設)	16	17	15	16	11	11	10	7	8	2
9	東中	273	256	242	238	222	234	247	252	249	231
10	小来川中(併設)	29	30	27	27	28	28	18	13	13	14
11	藤原中	237	227	246	232	220	192	192	165	161	170
12	川治中(併設)	19	16	14	3						
13	三依中	10	12	13	15	16	13	12	5	5	2
14	栗山中	35	31	24	17	19	19	19	9	7	6
15	湯西川中(併設)	17	15	16	14	16	13	15	11	12	8
16	川俣中(併設)	11	8	5	2						
17	足尾中	52	49	43	35	24	24	25	22	26	25
	中学校計	2,853	2,765	2,681	2,577	2,525	2,425	2,358	2,206	2,194	2,098
	児童生徒数計	7,954	7,680	7,473	7,193	6,909	6,717	6,483	6,203	6,040	5,860

※ 川治小学校及び川治中学校は、平成22年3月31日にそれぞれ鬼怒川小学校及び藤原中学校へ統合となる。

※ 川俣小学校及び川俣中学校は、平成22年3月31日にそれぞれ栗山小学校及び栗山中学校へ統合となる。

※ 三依小学校及び三依中学校は、平成26年4月1日に併設校(三依小・中学校)となる。

(2) 学校施設の現状

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であり、災害発生時には避難場所としての役割を果たすことから、安全な環境の確保が必要不可欠です。

当市においては、平成27年8月までにすべての学校施設の耐震化は完了しました。しかし、小中学校41校中35校の校舎が、築後20年以上経過しており、今後、本格的な大規模改修や建替などを行う必要があります。

「表4 小学校における建物状況一覧(平成26年5月1日現在)」

地域	学校名	建物の状況			築年数	総合劣化度	延床面積(㎡)
		建築年度	構造種別	耐震化			
今市	今市小学校	S50	RC	○	39	81	9,040
	今市第二小学校	H3	RC	○	22	38	6,267
	今市第三小学校	S57	RC	○	42	46	8,537
	南原小学校	S62	RC	○	26	40	6,940
	落合東小学校	S61	RC	○	27	27	5,659
	落合西小学校	S60	RC	○	28	61	5,097
	大桑小学校	S55	RC	○	33	42	4,621
	轟小学校	H1	W	○	24	46	3,908
	小百小学校	S63	W	○	25	32	3,595
	大沢小学校	S58	RC	○	30	55	5,181
	大室小学校	S55	RC	○	33	74	6,500
	猪倉小学校	H2	RC	○	23	31	5,031
小林小学校	S57	RC	○	31	48	4,926	
日光	日光小学校	S56	RC	○	32	69	7,658
	清滝小学校	S35	RC	○	53	43	4,192
	野口小学校	S38	RC	○	50	71	3,014
	中宮祠小学校	S42	RC	○	46	69	2,286
	所野小学校	S42	RC	○	46	62	3,517
	小来川小学校	S50	RC	○	38	60	2,214
	安良沢小学校	S59	RC	○	29	44	5,917
藤原	鬼怒川小学校	S38	RC	○	35	30	4,931
	下原小学校	S56	RC	○	32	59	4,259
	三依小学校	注1	—	—	—	—	—
栗山	栗山小学校	H17	RC	○	8	12	3,774
	湯西川小学校	H18	RC	○	7	12	2,051
足尾	足尾小学校	H19	RC	○	6	16	4,332

注1 三依小学校については、施設整備による取り壊しに伴い、三依中学校校舎を一時使用しています。

※ 建物の状況については、学校施設の主たる建屋(普通教室棟)の状況を記載しています。

※ 構造種別:RCは鉄筋コンクリート造、Wは木造

※ 日光市公共施設マネジメント計画より抜粋(マネジメント計画策定時の主たる建屋の起点に訂正があったものについては修正しています。)

「表5 中学校における建物状況一覧(平成26年5月1日現在)」

地域	学校名	建物の状況			築年数	総合劣化度	延床面積 (㎡)
		建築年度	構造種別	耐震化			
今市	今市中学校	S60	RC	○	28	50	11,597
	東原中学校	S58	RC	○	30	54	5,688
	落合中学校	H3	RC	○	22	29	9,036
	豊岡中学校	H1	RC	○	24	54	7,637
	大沢中学校	S62	RC	○	26	35	6,719
	小林中学校	H4	RC	○	21	26	7,084
日光	日光中学校	S45	RC	○	43	71	5,168
	中宮祠中学校	S42	RC	○	46	69	1,741
	東中学校	S61	RC	○	27	54	7,327
	小来川中学校	S50	RC	○	38	60	2,215
藤原	藤原中学校	H22	RC	○	3	9	5,211
	三依中学校	S50	RC	注2	38	—	1,683
栗山	栗山中学校	S51	RC	○	37	59	3,450
	湯西川中学校	H18	RC	○	7	12	2,628
足尾	足尾中学校	H3	RC	○	22	40	3,870

注2 三依中学校については平成27年7月に耐震化を実施済

※ 建物の状況については、学校施設の主たる建屋(普通教室棟)の状況を記載しています。

※ 構造種別:RCは鉄筋コンクリート造、Wは木造

※ 日光市公共施設マネジメント計画より抜粋(マネジメント計画策定時の主たる建屋の起点に訂正があったものについては修正しています。)

総合劣化度とは・・・

表中記載の「総合劣化度」は築後年数(1年を1ポイント)と現況劣化度を点数化したものを数値化し、建築物としての劣化状況を総合的に表す指標値として示したものの。

なお、総合劣化度は点数自体で判断するものではなく、建物状況を把握し、課題を明らかにするという目的で活用するものであり、ここでは、劣化状況の目安とするための参考として明示しています。(⇒55点以上:築後年数30年以上の建物が中心で、重要度の高い部位、複数の部位で劣化が進み、早急な対応が必要な建物)

3 適正配置の基本的な考え方

(1) 日光市立小中学校あり方検討委員会の報告をうけて

適正配置を進めるにあたっては、「日光市立小中学校あり方に関する報告書」で示された検討委員会の意見を尊重します。検討委員会では、全6回の会議と、保護者へのアンケート調査を実施した上で、次の4項目について議論の総括を行いました。

日光市立小中学校あり方検討委員会での議論の総括(抜粋)

① 通学環境について

日光市全域の通学環境を均一化することは困難であるが、スクールバスの整備や通学費の補助などによる均質化を目指すことは可能であり、通学時間についても適切な通学時間を目指すべきである。検討委員会としては、通学時間については片道おおよそ30分以内が望ましいと考える。

② 学習環境について

学習環境については適切な学級の人数も地域差があるために、地域ごとに考えていく必要があるが、検討委員会では小中学校ともに、学習集団規模として1学級あたり10～30人程度が望ましいと考える。

また、中学校においては生徒が部活動を主体的に選択できる環境の構築が必要であると考えます。

③ 余裕教室について

余裕教室の利用は、安全面に十分配慮した上での運営が大前提であり、地域に必要な機能を検討し、地域活動への対応などの事業に利用されることが望ましいと考える。

④ 学校の適正配置を進める上での留意点について

学校の適正化・統廃合を実施する際には、前述の通学環境や学習環境に十分配慮した上での検討が必要である。また、地域によって学校の特性などに違いが生じるために、地域の状況を検討した上での適正化・統廃合を判断していく必要があると考える。

(2) 通学環境からの考え方

文部科学省が平成27年1月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、通学距離の基準を小学校でおおむね4km以内、中学校で6km以内としており、通学時間ではおおむね1時間以内を一応の目安としています。

当市においては検討委員会の検討結果も踏まえ、通学時間については片道おおよそ30分以内を目安とし、遠距離地域からの通学においてはスクールバスの運行を視野に入れ検討を行います。

(3) 学習環境からの考え方

文部科学省が定める学校教育法施行規則では、学校規模の標準は小中学校とも12学級以上18学級以下としています。

当市は、市町村合併により市域が広く、すべての学校にこの国の基準を当てはめ、統廃合を進めた場合、適正規模化による教育効果に比べ児童生徒の通学の負担や、地域コミュニティの拠点としての役割の喪失など、デメリットが大きくなることも考えられます。このため、当市としては、検討委員会の検討結果も踏まえ、当面は小・中学校とも主に過小規模校の解消を目指していきます。

(4) 余裕教室利用の考え方

余裕教室の利用においては、学校施設の複合化の視点を考慮しながら、児童生徒の安全面に配慮し、その地域で必要となる事業などに利用できるよう検討を進めていきます。

(5) 適正配置を進める上での考え方

小中学校における適正配置の推進については、地域性を十分考慮した上で、現在の中学校区を基本とし、隣接する小学校同士での再編、又は小中学校の併設などの手法により検討を進めていきます。

なお、適正配置の対象となる中学校については、その地区の小学校との併設などにより存続させることを基本としますが、地域の合意が得られた場合には生徒が部活動を主体的に選択できる環境の構築を踏まえ、隣接の中学校への統合も視野に入れます。

(2) 児童生徒数に基づく推移予測

次の表6・7は、小中学校における6年後の児童生徒数の推移予測(学校基本調査に基づく推計)です。今後複式学級となる見込みがある小学校、学校全体で2学級以下の中学校、将来的に少人数(1学級15人以下)となる学校(以下、「少人数校」という。)を下記に示しました。

※複式学級・・・2個学年児童16人以下(第1学年を含む場合は児童8人以下)

「表6 小学校における6年後の児童数の推移予測」

地域	No.	学校名	平成27年度(H27.5.1現在)			平成33年度		
			児童数	学級数	1クラス人数	児童数	学級数	1クラス人数
今市	1	今市小学校	210	8	27	190	6	32
	2	今市第二小学校	284	12	24	237	9	26
	3	今市第三小学校	546	17	33	477	16	30
	4	南原小学校	397	12	34	305	12	25
	5	落合東小学校	198	7	29	191	6	32
	6	落合西小学校	96	6	16	84	6	14
	7	大桑小学校	193	8	25	167	6	28
	8	轟小学校	68	6	12	50	5	10
	9	小百小学校	16	3	6	12	3	4
	10	大沢小学校	244	9	28	213	7	30
	11	大室小学校	325	12	28	293	12	24
	12	猪倉小学校	140	6	24	104	6	17
	13	小林小学校	105	6	18	84	6	14
日光	14	日光小学校	240	9	27	199	6	33
	15	清滝小学校	53	4	14	49	5	10
	16	野口小学校	39	4	10	31	4	8
	17	中宮祠小学校	13	3	5	6	2	3
	18	所野小学校	48	5	10	39	4	10
	19	小来川小学校	18	2	9	3	1	3
	20	安良沢小学校	48	5	10	27	4	7
藤原	21	鬼怒川小学校	86	6	15	71	6	12
	22	下原小学校	171	6	29	138	6	23
	23	三依小学校	5	2	3	1	1	1
栗山	24	栗山小学校	13	3	5	2	1	2
	25	湯西川小学校	17	3	6	14	3	5
足尾	26	足尾小学校	50	5	10	32	4	8

複式学級 1学級あたり15人以下 ※児童数・学級数には、特別支援学級は含みません

「表7 中学校における6年後の生徒数の推移予測」

地域	No.	学校名	平成27年度(H27.5.1現在)			平成33年度		
			生徒数	学級数	1クラス人数	生徒数	学級数	1クラス人数
今市	1	今市中学校	616	19	33	531	16	33
	2	東原中学校	158	6	27	134	6	22
	3	落合中学校	192	7	28	165	6	28
	4	豊岡中学校	137	5	28	116	4	29
	5	大沢中学校	389	12	33	330	10	33
	6	小林中学校	53	3	18	45	3	15
日光	7	日光中学校	46	3	16	42	3	14
	8	中宮祠中学校	2	1	2	2	1	2
	9	東中学校	223	9	25	189	6	32
	10	小来川中学校	14	3	5	12	2	6
藤原	11	藤原中学校	160	6	27	139	6	23
	12	三依中学校	2	2	1	2	1	2
栗山	13	栗山中学校	6	2	3	4	1	4
	14	湯西川中学校	8	3	3	6	2	3
足尾	15	足尾中学校	25	3	9	20	3	7

2学級以下 1学級あたり15人以下 ※生徒数・学級数には、特別支援学級は含みません

5 適正配置に向けた具体的な方策

適正配置の基本的な考え方と、地理的条件や今後の児童生徒数の推移予測に基づいて、今後10年間を目安に小中学校の適正配置に向けた具体的な取組方法を検討・提示します。

(1) 中学校区を基本とした適正配置シミュレーション

現在の中学校区を基本とし、通学区域の再編も踏まえて適正配置を行うために、現在の中学校区から具体的にどのように複式学級のある学校や小規模校になる恐れのある学校を適正化・統廃合をしていくのかについて考察を行います。

日光市の小中学校では1つの小学校から1つの中学校に進学する1中1小型、複数の小学校から1つの中学校に進学する1中複数小型、複数の小学校から複数の中学校に進学する複数型の3つの進学パターンが存在します。

それぞれのパターンに応じて、宇都宮大学の専門的な見地からのアドバイスを踏まえ適正配置のシミュレーションを行います。

①1中1小型

- ①-1 栗山中学校区および足尾中学校区
- ①-2 小林中学校区
- ①-3 併設校(中宮祠小・中学校、小来川小・中学校、三依小・中学校、湯西川小・中学校)

②1中複数小型

- ②-1 日光中学校区
- ②-2 東中学校区
- ②-3 藤原中学校区

③複数型

- ③-1 豊岡中学校区
- ③-2 今市中学校区および東原中学校区
- ③-3 落合中学校区
- ③-4 大沢中学校区

① 1中1小型

1中1小型	併設校	中宮祠小・中学校 小来川小・中学校 三依小・中学校 湯西川小・中学校
	併設校ではない	栗山小学校と栗山中学校 足尾小学校と足尾中学校 小林小学校と小林中学校

※ 複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校

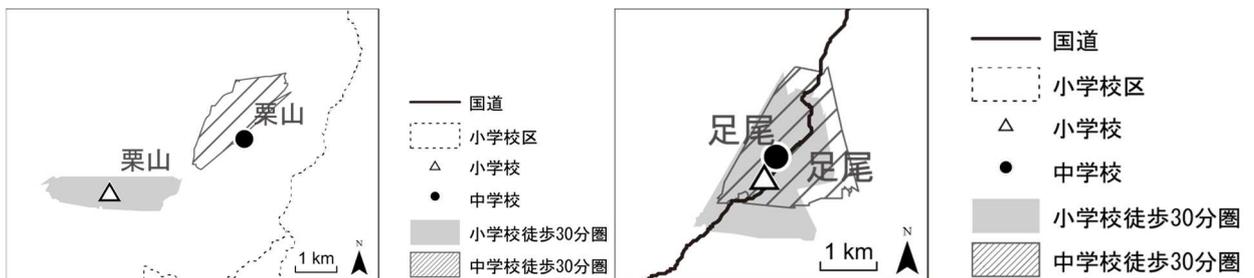
※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校

当市において1中1小型の学校は、既に併設校となっている4校を除くと栗山小学校と栗山中学校、足尾小学校と足尾中学校、小林小学校と小林中学校のみとなっています。このうち栗山中学校・足尾中学校・小林小学校・小林中学校は児童生徒数の推計予測で少人数の学校になってしまう恐れがある学校でもあり、栗山小学校・足尾小学校は複式学級が既に存在している学校となります。

以下では中学校区ごとに、適正配置のシミュレーションを行います。

① -1 栗山中学校区および足尾中学校区

栗山小学校と栗山中学校、足尾小学校と足尾中学校については、地理的な条件などを考慮すると、他の小中学校との統合ではなく、それぞれの小中学校で併設という方法で検討する必要があります。



栗山小学校と栗山中学校は距離が離れていますが、拠点の一つに絞り、スクールバスの運行を行うことで、時間的問題は軽減されと考えられます。

足尾小学校、足尾中学校の徒歩30分圏内の範囲はほぼ重なっているために、適正化・統廃合に関する距離的な問題も小さいと考えられます。

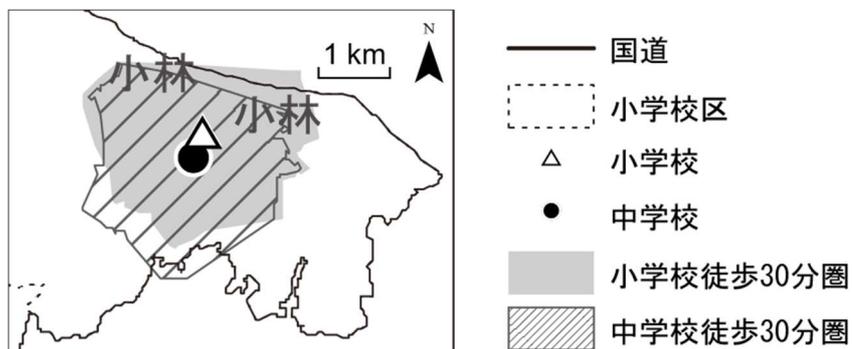
また、総合劣化度の観点から、栗山中学校、足尾中学校をそれぞれ小学校に併設することが望ましいと考えます。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
栗山小学校	RC	○	8	12
栗山中学校	RC	○	37	59
足尾小学校	RC	○	6	16
足尾中学校	RC	○	22	40

※ 塗りつぶしが拠点となる学校

①-2 小林中学校区

小林小学校、小林中学校は、先進的な取り組みとして英語教育で小中学校が連携した実績があるため、今後の適正化に向け小中一貫校など新たな教育体制も視野にいれ、小中学校の併設を含めた適正化・統廃合が望ましいと考えます。



通学区域からも、現状、小林小学校、小林中学校の徒歩30分圏内の範囲はほぼ重なっているために、適正化・統廃合に関する距離的な問題も小さいと考えられます。

また、総合劣化度の観点から、併設の拠点小林中学校とし、小林小学校を適正化対象校とすることが望ましいと考えます。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
小林小学校	RC	○	31	48
小林中学校	RC	○	21	26

※ 塗りつぶしが拠点となる学校

① -3 併設校(4校)

中宮祠小・中学校、小来川小・中学校、三依小・中学校、湯西川小・中学校については、地理的な条件や地域コミュニティの拠点としての役割などを考慮すると、現状の維持が望ましいと考えます。

②1中複数小型

日光中学校	東中学校	藤原中学校
清滝小学校	日光小学校	鬼怒川小学校
安良沢小学校	野口小学校	下原小学校
	所野小学校	

※ 複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校

※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校

1中複数小型は中学校別で見ると上図の3つの中学校区に分かれます。1中複数小型には複式学級が存在する小学校が4校、また少人数の学校が1校あり、適正配置の対象校となっています。

以下では日光中学校区、東中学校区、藤原中学校区に分けて、それぞれシミュレーションを行います。

②-1 日光中学校区

少人数校となってしまう恐れのある日光中学校と、現状で複式学級が存在する清滝小学校と安良沢小学校のある中学校区です。3校とも適正配置の対象にあるため、中学校区内で適正配置を行う必要性があります。

日光中学校区適正配置案

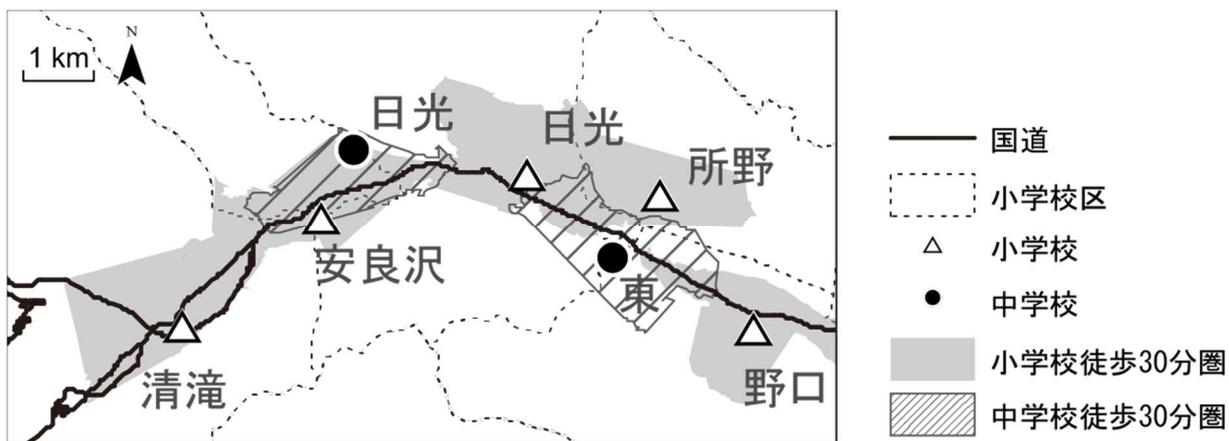
現状	適正配置案
清滝小学校(54名)	新小学校(106名)と 日光中学校(48名)の併設校
安良沢小学校(52名)	
日光中学校(48名)	

※ 複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校

※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校

※ ()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数

日光中学校に進学する小学校の2校の複式学級を解消するため、両校を統合し、さらに統合した新小学校と少人数校が見込まれる日光中学校を併設することが望ましいと考えます。



通学区域では、日光中学校と安良沢小学校の徒歩30分圏内の範囲はほぼ重なっていますが、日光中学校と清滝小学校についてはほぼ重なっていません。

そのため、適正配置を進めるにあたっては、スクールバスの運行が望ましいと考えます。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
清滝小学校	RC	○	53	43
安良沢小学校	RC	○	29	44
日光中学校	RC	○	43	71

※ 塗りつぶしが拠点となる学校

また、拠点となる学校に関しては、総合劣化度からは安良沢小学校、清滝小学校がほぼ同じであるため、地理的条件や延床面積等を考慮し、検討していく必要があります。

②-2 東中学校区

現状で複式学級が存在する野口小学校と所野小学校のある中学校区です。

児童生徒数から適正配置の対象校となるため、中学校区内で適正配置を図る必要性があります。

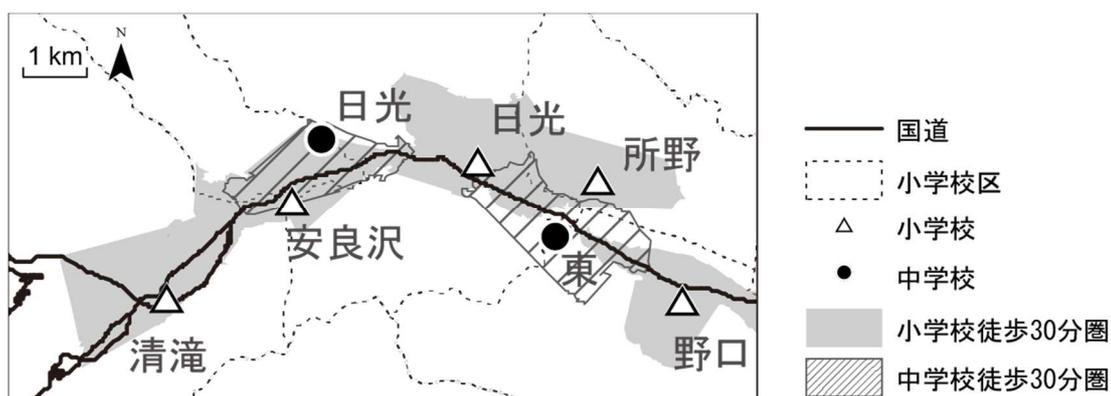
東中学校区適正配置案

現状	適正配置案
日光小学校(245名)	新小学校(332名)
野口小学校(39名)	
所野小学校(48名)	
東中学校(231名)	東中学校(231名)

※()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数

※複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校

複式学級解消のため、東中学校区の小学校3校で適正化・統廃合を行い、1中1小型にすることが望ましいと考えます。現状規模の大きい日光小学校と統合することにより、1学級あたりの人数は改善すると考えられます。



小学校3校の通学区域では、日光小学校と所野小学校の徒歩30分圏内の範囲は少し重なる程度で、野口小学校は他2校とは重なる部分がないのが現状です。新学校とする場合には、状況に応じてスクールバスの運行は必須となります。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
日光小学校	RC	○	32	69
野口小学校	RC	○	50	71
所野小学校	RC	○	46	62

※塗りつぶしが拠点となる学校

延床面積から、現状の小学校を利用する場合には、拠点を日光小学校にし、野口小学校、所野小学校を適正配置対象校とすることが望ましいと考えます。

また、日光小学校は総合劣化度が高いため、学校施設の長寿命化や改築等を検討していく必要があります。

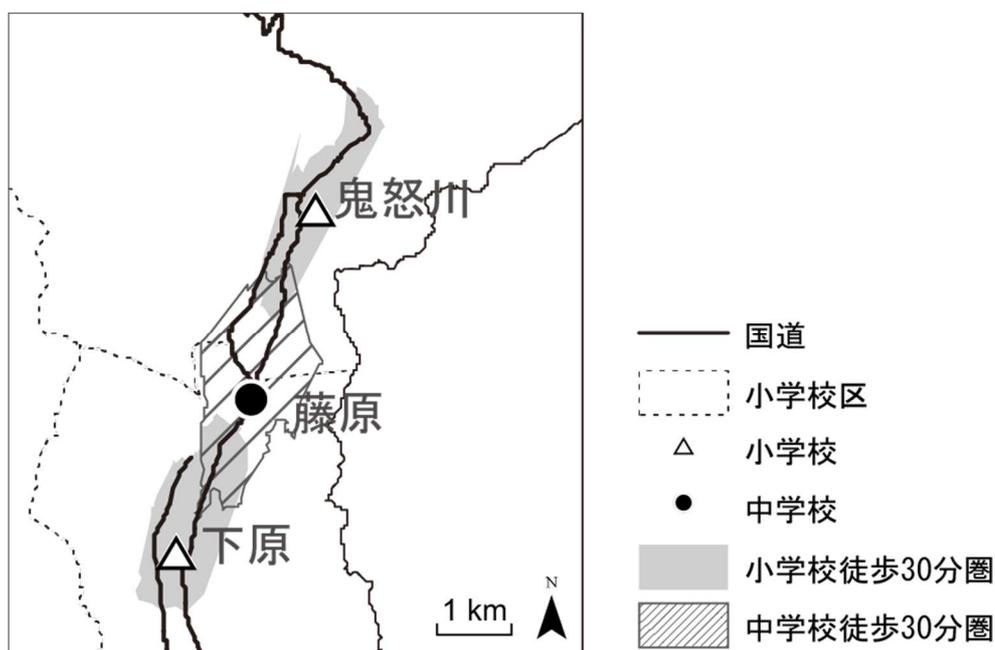
② -3 藤原中学校区

現状で鬼怒川小学校は少人数校ではありますが、下原小学校と同様に複式学級は存在せず、藤原中学校も少人数校ではないため、他の学校よりも適正配置の優先度は低いと考えられます。

藤原中学校区内
鬼怒川小学校(91名)
下原小学校(180名)
藤原中学校(170名)

※()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数

※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校



通学区域では、藤原中学校、鬼怒川小学校、下原小学校は徒歩30分圏内の範囲が一部重なるのみで、ほぼ重なっていないのが現状です。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
鬼怒川小学校	RC	○	35	30
下原小学校	RC	○	32	59
藤原中学校	RC	○	3	9

鬼怒川小学校の児童数、下原小学校の総合劣化度が課題となりますが、優先度が低いと考えられるため、適正配置の考え方については今後検討していきます。

③複数型

<table border="1"> <tr><th>今市中学校</th></tr> <tr><td>今市小学校</td></tr> <tr><td>今市第二小学校</td></tr> <tr><td>今市第三小学校</td></tr> <tr><td>大室小学校</td></tr> </table>	今市中学校	今市小学校	今市第二小学校	今市第三小学校	大室小学校	<table border="1"> <tr><th>東原中学校</th></tr> <tr><td>今市小学校</td></tr> <tr><td>今市第三小学校</td></tr> <tr><td>南原小学校</td></tr> </table>	東原中学校	今市小学校	今市第三小学校	南原小学校	<table border="1"> <tr><th>落合中学校</th></tr> <tr><td>南原小学校</td></tr> <tr><td>落合東小学校</td></tr> <tr><td>落合西小学校</td></tr> </table>	落合中学校	南原小学校	落合東小学校	落合西小学校	<table border="1"> <tr><th>豊岡中学校</th></tr> <tr><td>今市第二小学校</td></tr> <tr><td>大桑小学校</td></tr> <tr><td>轟小学校</td></tr> <tr><td>小百小学校</td></tr> </table>	豊岡中学校	今市第二小学校	大桑小学校	轟小学校	小百小学校	<table border="1"> <tr><th>大沢中学校</th></tr> <tr><td>南原小学校</td></tr> <tr><td>大沢小学校</td></tr> <tr><td>猪倉小学校</td></tr> <tr><td>大室小学校</td></tr> </table>	大沢中学校	南原小学校	大沢小学校	猪倉小学校	大室小学校
今市中学校																											
今市小学校																											
今市第二小学校																											
今市第三小学校																											
大室小学校																											
東原中学校																											
今市小学校																											
今市第三小学校																											
南原小学校																											
落合中学校																											
南原小学校																											
落合東小学校																											
落合西小学校																											
豊岡中学校																											
今市第二小学校																											
大桑小学校																											
轟小学校																											
小百小学校																											
大沢中学校																											
南原小学校																											
大沢小学校																											
猪倉小学校																											
大室小学校																											

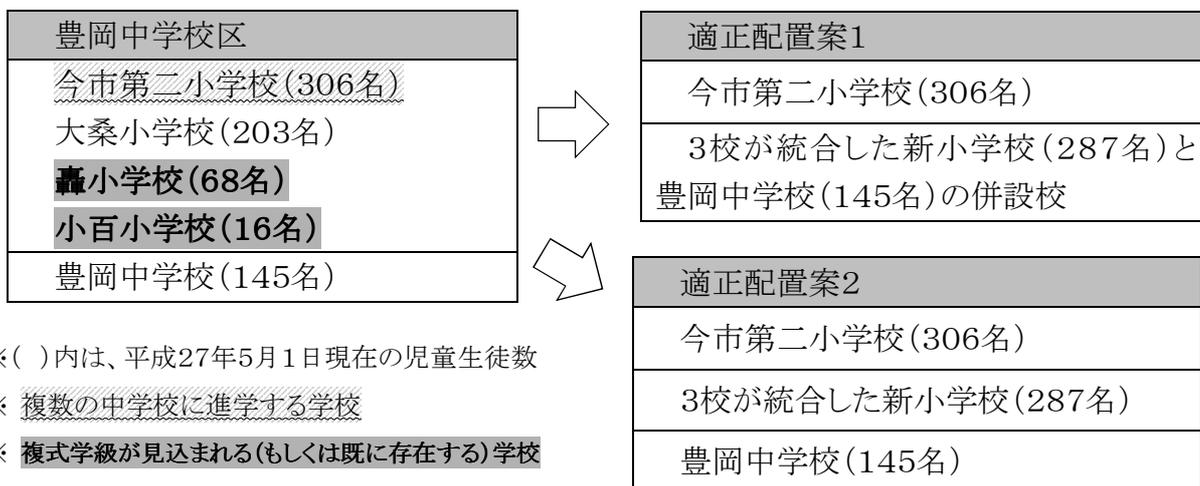
- ※ 複数の中学校に進学する学校
- ※ 複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校
- ※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校

複数型の中でも、複数の中学校に進学する小学校の児童のみで構成される中学校と、そうではない中学校が存在します。以下では、上記表の5つの中学校区に分けて、シミュレーションを行います。

③-1 豊岡中学校区

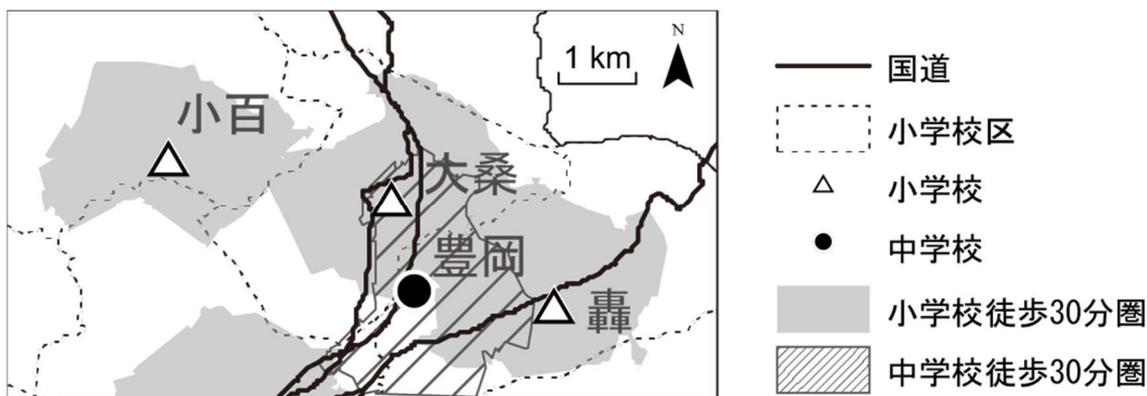
現状で複式学級が存在する小百小学校、複式学級が見込まれる轟小学校のある中学校区です。適正配置の対象校にあるため、適正化・統廃合を中学校区内で行う必要性があると考えます。

豊岡中学校区適正配置案



- ※ ()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数
- ※ 複数の中学校に進学する学校
- ※ 複式学級が見込まれる(もしくは既に存在する)学校

豊岡中学校に進学する小学校のうち、適正規模校である今市第二小学校を除く小学校3校を統合し、さらに統合された新小学校を豊岡中学校と併設することが望ましいと考えます。現状で規模の大きい大桑小学校と統合することにより、児童数の増加と複式学級の解消が見込まれます。



通学区域では、豊岡中学校、大桑小学校、轟小学校の徒歩30分圏内の範囲は半分ほど重なっていますが、小百小学校に通う児童とは全く重なっていないのが現状です。小学校のみで考えると、大桑小学校、轟小学校、小百小学校は一部が重なっています。

適正配置を行う際には、轟小と小百小のエリアでスクールバスの運行が必須となります。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
大桑小学校	RC	○	33	42
轟小学校	W	○	24	46
小百小学校	W	○	25	32
豊岡中学校	RC	○	24	54

※塗りつぶしが拠点となる学校

また、適正配置を行う際には、延床面積や地理的条件から、併設校にする場合には拠点を豊岡中学校、小学校のみで統合を行う場合は大桑小学校にし、轟小学校、小百小学校を適正配置対象校とすることが望ましいと考えます。

③-2 今市中学校区および東原中学校区

今市中学校および東原中学校区は、複数の中学校に進学する小学校のみで構成される中学校区であり、現状で複式学級や少人数校の学校は存在しないため、他の学校よりも適正配置の優先度は低いと考えられます。

③-3 落合中学校区

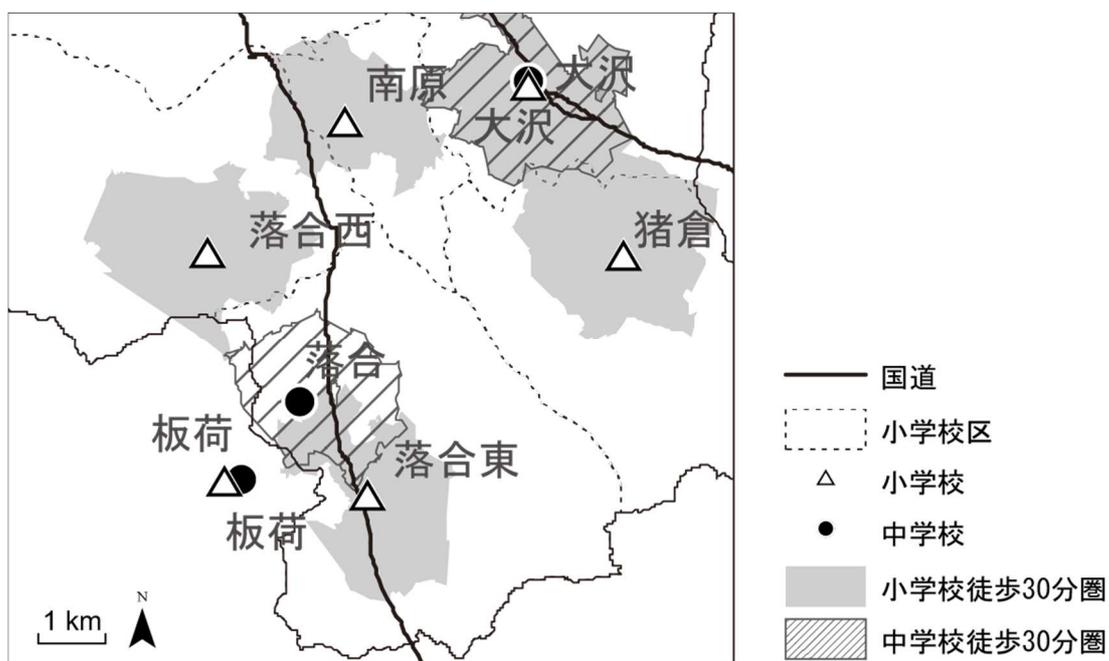
落合中学校区
南原小学校(410名)
落合東小学校(205名)
落合西小学校(97名)
落合中学校(200名)

※()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数

※ 複数の中学校に進学する学校

※ 少人数校となることが見込まれる(もしくは既に少人数である)学校

今後、少人数校が見込まれる落合西小学校はありますが、南原小学校および落合東小学校と同様に複式学級は存在せず、落合中学校も少人数校ではないため、現状では他の学校よりも適正配置の優先度は低いと考えられます。



通学区域では、落合中学校と落合東小学校の徒歩30分圏内の範囲は半分ほど重なっていますが、落合西小学校に通う児童とは全く重なっていないのが現状です。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
落合東小学校	RC	○	27	27
落合西小学校	RC	○	28	61
落合中学校	RC	○	22	29

適正規模校である南原小学校を除いた落合中学校区では、落合西小学校の児童数と総合劣化度が今後の課題となりますが、優先度が低いと考えられるため、適正配置の考え方については今後検討していきます。

③-4 大沢中学校区

現状で複式学級や少人数校の学校は存在しないため、他の学校よりも適正配置の優先度は低いと考えられます。

大沢中学校区
南原小学校(410名)
大沢小学校(253名)
猪倉小学校(150名)
大室小学校(337名)
大沢中学校(404名)

※()内は、平成27年5月1日現在の児童生徒数

※ 複数の中学校に進学する学校

適正配置については適正規模校である南原小学校と大室小学校を除いた、大沢中学校区内の小中学校の建物の総合劣化度も、著しく大きいものではないために、特に問題はないと考えます。

学校名	建物状況		築年数	総合劣化度
	構造種別	耐震化		
大沢小学校	RC	○	30	55
猪倉小学校	RC	○	23	31
大沢中学校	RC	○	26	35

(2) 中学校区を基本とした適正配置の優先度

適正配置を進めるにあたり、以上のシミュレーションを踏まえて、今後 10 年間においては、以下の6つの中学校区を優先度が高い学区と考えます。

中学校区	適正配置検討対象校			
栗山中学校区	栗山小学校	栗山中学校		
足尾中学校区	足尾小学校	足尾中学校		
小林中学校区	小林小学校	小林中学校		
日光中学校区	清滝小学校	安良沢小学校	日光中学校	
東中学校区	日光小学校	野口小学校	所野小学校	東中学校
豊岡中学校区	大桑小学校	轟小学校	小百小学校	豊岡中学校

6 適正配置の進め方

適正配置に向けて、対象校の保護者や地域住民などに対する説明会を開催するとともに、「地元検討会」を設置し、日光市公共施設マネジメント計画の視点も考慮したうえで、地元の意見や要望を十分踏まえて進めるようにします。

原則として、以下の手順をもとに進めます。

(1) 地元説明会の実施

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど地域にとって重要な施設であります。そのため、適正配置を検討する際には学校関係者、保護者、地域住民と教育委員会がより良い教育環境とそれらを整えるための共通の視点を持って話し合いを行い、合意形成を図りながら進めることを原則とします。

(2) 地元検討会の設置

小中学校の適正配置についての合意形成を図るため、「地元検討会」を設置し、適正配置に向け協議を行います。

適正配置について合意形成が得られた地域については、円滑な実施に向けて、児童生徒や保護者の意見把握に努め、円滑な移行準備を進めます。

(3) 検討スケジュール

「適正配置に向けた基本的な考え方」の期間は10年間を目安とし、地元の検討期間は原則2年間とします。検討期間を経て地元の合意形成が得られない地域は、地元協議の見直しを行います。地元の合意形成が得られた地域については、随時、学校の適正配置を推進します。

また、早急な対応を望む学校については、スケジュールにこだわらず、地元との協議を行います。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
教育委員会	学校適正配置に向けた基本的な考え方										
学校適正配置 検討対象地域	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 80%;"> <p>地元説明会の実施 ⇒ 地元検討会の設置</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>検討期間2年</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>合意形成 → 学校の適正配置推進</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>協議不調 → 協議の見直し</p> </div> </div>										

資料

(1) 学校配置図

小・中学校徒歩30分圏(64m/min)

